

公立大学法人首都大学東京 第二期中期目標期間中の利益処分承認の考え方について（案）

○地方独立行政法人制度の趣旨を踏まえ、第一期中期目標期間中の考え方と同様とする。

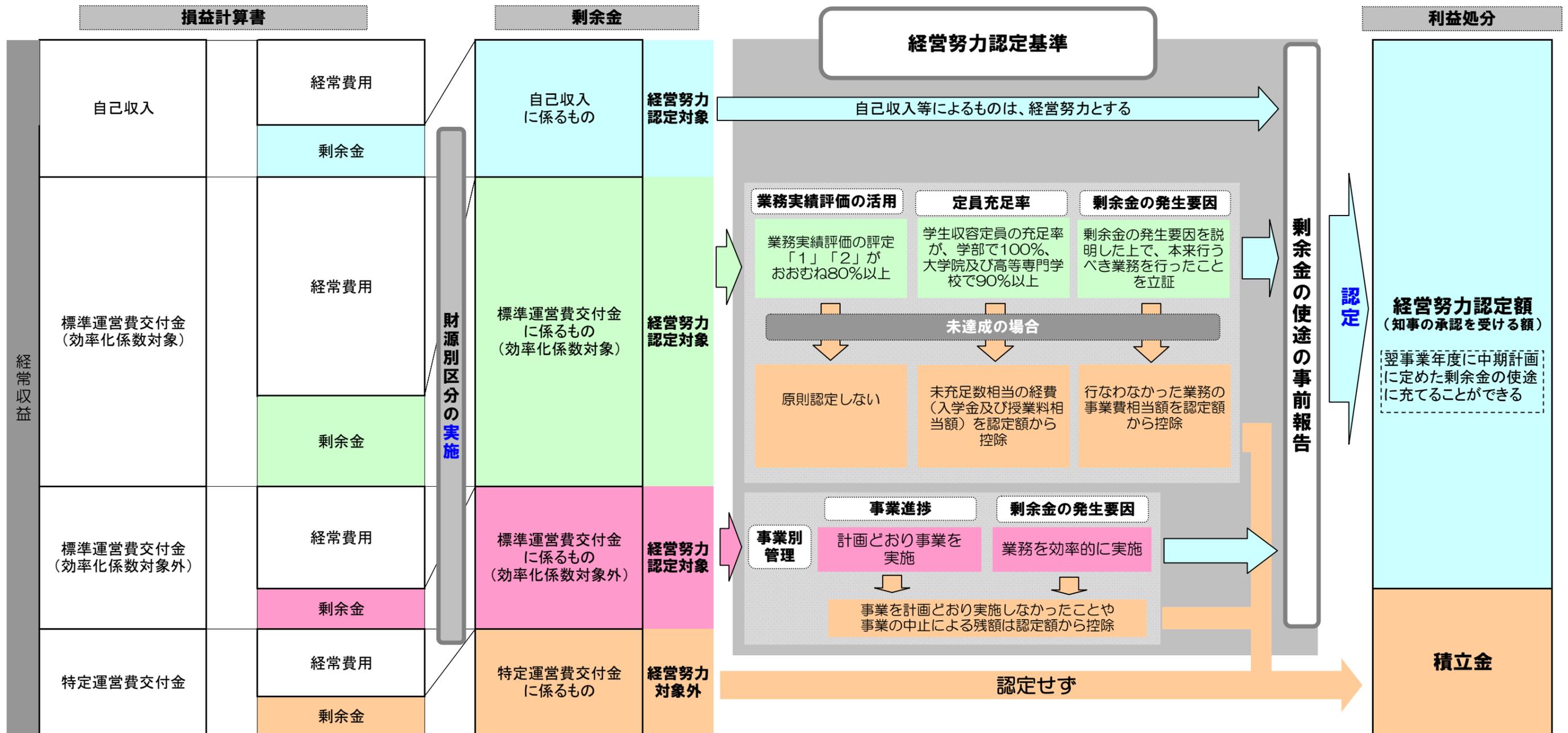
1 利益処分承認の考え方

法人の利益処分において、地方独法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けようとする額は、「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」に基づき、以下のいずれかの要件にも合致する場合に承認する。

- (1) 当該事業年度における経営努力により生じたと認められるもの
- (2) 法第26条第2項第6号に基づき、中期計画に定めた剰余金の使途に充てようとするもので、かつ合理的な使途であると認められたもの

2 経営努力認定の考え方

経営努力認定にあたっては、会計基準第72<参考>に基づき、以下のとおり財源別の認定を行う。



**経営努力認定額**  
(知事の承認を受ける額)  
翌事業年度に中期計画に定めた剰余金の使途に充てることができる

